

堺市監査委員公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 26 日

|        |     |   |   |
|--------|-----|---|---|
| 堺市監査委員 | 伊豆丸 | 精 | 二 |
| 同      | 信 貴 | 良 | 太 |
| 同      | 原   | 繭 | 子 |
| 同      | 澤   | 由 | 美 |

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

建設局

(土木部、サイクルシティ推進部、道路部、用地部、公園緑地部)

## 第3 監査の対象期間

令和6年度(令和6年4月1日～令和6年10月31日)

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和7年3月26日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 土木部 路政課

#### (1) 道路橋りょう使用料(道路占用料)について

堺市道路占用料条例に基づき、道路占用料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 土木部 法定外公共物課

#### (1) 道路橋りょう使用料(法定外公共物使用料)について

堺市法定外公共物管理条例に基づき、法定外公共物使用料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 サイクルシティ推進部 自転車対策事務所

(1) 道路橋りょう手数料（放置自転車等撤去保管手数料）について

堺市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、放置自転車等撤去保管手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 公園緑地部 公園監理課

(1) 都市計画使用料（公園使用料）について

堺市公園条例に基づき、公園使用料及び公園占用料を収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公園施設の設置許可

令和6年12月25日に実地調査を行ったところ、石津川公園において、都市公園法に基づく許可を行っていない倉庫が設置されていた。

5 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所

(1) 都市計画使用料（霊園使用料、霊園管理料、霊堂使用料、霊堂管理料）について

堺市霊園条例に基づき、霊園使用料及び霊園管理料を、堺市立霊堂条例に基づき、霊堂使用料及び霊堂管理料をそれぞれ収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 貸付料の請求

廃止水路敷（堺市北区）において、駐車場の使用目的で公有財産賃貸借契約を締結している。貸付料の請求については、契約締結後に契約書記載の条項に基づいて納付させるものである。

しかし、本契約手続が始まった令和元年度以降、収入金調定伺書の決裁前に納付書を送付し、貸付料を契約締結前に納入させているもの、納期限の記載のない納付書を送付しているもの、契約書の納期限と異なる納期限を記載した納付書を送付しているものがあり、適正な手続を行っ

ていなかった。

(土木部 河川水路課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 契約に係る決裁

道路反射鏡点検業務において、委託契約を締結するためには、堺市事務決裁規則の規定に基づき部長級職員の決裁を受ける必要がある。

しかし、課長級職員まで押印を行っていたものの、部長級職員による決裁が完了していなかったにもかかわらず、契約を締結していた。

(土木部 土木監理課)

イ 委託業務における提出書類

委託業務における提出書類について、以下のものがあった。

- (ア) 府道大阪中央環状線ほか道路清掃除草業務について、仕様書では、受注者は、再委託契約を締結したときは、再委託先の作業責任者の氏名を含む作業体制を業務実施計画書に記載することとされている。

しかし、交通誘導警備業務に係る再委託先の作業体制として、警備員の氏名が列記されているものの、誰が作業責任者かが明示されていない業務実施計画書を受け取っていた。

(土木部 北部地域整備事務所)

- (イ) 堺市違法駐車等防止活動業務について、契約書では、受注者は業務責任者の氏名等を市に通知するとされている。

しかし、受注者から提出された業務実施計画書に記載された業務責任者名と、業務責任者届で通知された業務責任者名が異なっていた。

(サイクルシティ推進部 自転車企画推進課)

- (ウ) 白鷺公園ハナショウブ園巡視等業務は、就職困難者の就職支援達成のため、随意契約により受注者に業務を委託し、市内在住の障害者、ひとり親家庭の親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施することとしている。

仕様書では、従業員一覧が記載された現場構成表を含む実施計画書を市に提出し、市の承諾が必要とされている。

しかし、受注者から提出された巡視業務月報において、令和 6 年 7 月から巡視員が変更されていたにもかかわらず、市は、現場構成表を変更した実施計画書を受け取っていなかった。

また、過年度の契約について、特記仕様書では、受託業務従事者訓練業務計画書及び受託業務従事者訓練業務評価書を提出することとされているが、少なくとも令和元年度以降（令和 2 年度を除く）、いずれの書類も提出を受けていなかった。

（公園緑地部 原池公園事務所）

(エ) 泉ヶ丘地区便所清掃業務について、仕様書では、受注者が撮影する業務写真の内容を業務実施計画書に記載することとされている。

また、受注者が写真撮影チェック表を作成し、毎月の業務完了後に、写真とともに市に提出することとされている。

しかし、市は、業務写真についての記載がない業務実施計画書を受け取っており、受注者から提出された令和 6 年 4 月の業務写真について、ほぼ全ての作業日、作業場所において撮影漏れがあった。

また、各月の写真撮影チェック表の提出を受けていなかった。

（公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所）

#### ウ 入札・随意契約結果の公表

委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアルでは、予定価格が 100 万円を超える委託業務の入札結果・随意契約結果を市ホームページで公表することとされている。

しかし、堺市違法駐車等防止活動業務では予定価格が 100 万円を超えているにもかかわらず、公表していなかった。

（サイクルシティ推進部 自転車企画推進課）

#### エ 業務の再委託

大仙公園内外警備業務について、契約書では、再委託する場合は、あらかじめ市と協議し、市の同意を得た上で、再委託先の名称、再委託する部分や理由等を書面で市に届け出ることとしている。

しかし、協議や市の同意がないにもかかわらず、受注者から第三者に業務の一部が再委託されていた。

（公園緑地部 大仙公園事務所）

#### (3) 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事

項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の管理

大都市土木協議会事務局の事務で扱っている公金外現金について、令和 6 年 12 月 11 日に現金出納簿の調査を行ったところ、同年 11 月の収支の記載がなかった。

(土木部 建設総務課)

イ 切手等受払簿の整理

令和 6 年 12 月 11 日に実地調査を行ったところ、切手等受払簿において、11 月以降、使用者印がないまま収入印紙の払出しを行っていた。

(道路部 連続立体推進課)